

## 令和7年度第2回公有財産売却実施要領

### 1 実施概要

公有財産の払下げによる自主財源確保を目的に公募を実施する。

### 2 売却物件

区分番号	物件名	最低売却価格	入札保証金
車-1	三菱・糞尿車（平成13年式） 2 t 車級、軽油 4.21L 走行距離:350,550 km タンク容量 1,800ℓ ポンプ:モリタエコノス	10,000 円	免除

### 3 物件の状況

別紙売却車両仕様書のとおり

### 4 申込資格

田村郡及び田村市にある個人又は法人とします。

※ただし、次のいずれかに該当する者は、申し込みすることはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 三春町暴力団排除条例（平成24年三春町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 市町村民税の滞納がある者
- (4) 三春町が定める本要領の内容を承諾せず、遵守できない者

### 5 申込方法

- (1) 申し込みを希望する者には、次に掲げる書類を交付する。

- ① 町有財産譲渡申込書
- ② 令和7年度第2回公有財産売却実施要領（本要領）

- (2) 交付期間

令和7年8月4日（月）から令和7年8月29日（金）まで

※土日を除く。

(3) 申込受付に必要な書類

町有財産譲渡申込書

※必要に応じて、書類の提出を追加で求める場合があります。

(4) 受付の方法

持参のみとします。

(5) 受付の期間

令和7年8月4日(月)から令和7年8月29日(金)まで

※土日を除く。

(6) 交付及び受付の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(7) 交付及び受付の場所

三春町字大町1番地の2

三春町役場庁舎2階財務課管理契約グループ

※交付書類は町ホームページからもダウンロードできます。

6 落札者の決定

最低売却額以上で申し込まれた方で、最高の価格をもって申し込まれた者と契約を締結する。

7 申込の無効

申込資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした応募は無効とする。

8 契約手続き

三春町から落札者へ契約書を2部送付する。落札者は必要事項を記入・押印のうえ、必要書類等を添付し、三春町が指定する期日までに1部を返送すること。

9 売買代金の納入

落札者は、指定する期日までに三春町が発行する納入通知書により納付すること。

10 物件の引渡し

落札物件の引渡しは、原則保管場所にて直接引渡しを行う。引渡しに要する費用等は全て落札者の負担とする。

11 注意事項

(1) 申込希望者は、本書の記載内容、売却物件概要のすべてを承知したうえで申し込みをしてください。

(2) 現状有姿での引き渡しとなりますので、必要な場合は物件の確認を行ってください

い。

○下見会のご案内（下見会以外に物件をご覧になる機会はありません）

下見会日時 令和7年8月4日（月）～令和7年8月8日（金）

土日祝日を除く午前10時～午後4時まで（事前予約制）

下見会会場 福島県田村郡三春町字大久保地内（三春水環境センター内）

下見会のお問合せ先

電話番号：0247-62-2147（住民課生活環境グループ）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

**【担当・問い合わせ先】**

三春町役場財務課管理契約グループ

電話：0247-62-2132      ファクシミリ：0247-61-1110

Eメール：kanri.k@town.miharu.lg.jp